運航基準

2025年4月1日

株式会社ポートサービス

目　　次

第１章　目　的　……　1

第２章　運航の可否判断　……　1

第３章　船舶の航行　……　2

第１章　目　的

（目　的）

第1条　この基準は、安全管理規程に基づき、東京湾及び横浜港域内の船舶の運航に関する基準を明確にし、もって航海の安全を確保することを目的とする。

第２章　運航の可否判断

（発航又は入港の可否判断）

第2条　船長は、発航前に運航の可否判断を行い、発航地港内又は入港予定地の気象・海象が次に掲げる条件の一に達していると認めるときは、発航を中止しなければならない。

気象・海象 港　名	風　速	波　高	視　程
東京湾内	15m/s以上	1m以上	300m以下

2 船長は、発航前において、航行中に遭遇する気象・海象（視程を除く。）に関する情報を確認し、次に掲げる条件に達するおそれがあるときは、運航を中止しなければならない。

	情報の入手元		
地点名	風　速	波　高	視　程
東京湾内	15m/s以上	1m以上	300m以下

3 監督官庁からの指示による運航停止(津波警報等)

4 船長は、前3項の規定に基づき発航の中止を決定したときは、旅客の下船、保船措置その他の適切な措置をとらなければならない。

5　船長及び運航管理者は、発航予定時刻の1時間前時点及び発航予定時刻直前の30分前時点に、第1項の気象・海象に関する情報や予報について、次に掲げるとおり入手すること。

港・地点名	情報の入手元		
	風速	波高	視程
東京湾地域	Windy、海の安全情報	海の安全情報、MICOS	日本気象協会HP

（基準航行の中止条件等）

第3条　船長は、周囲の気象・海象（視程を含む）に関する情報を確認し、基準航行を継続した場合、船体の動揺等により安全な運航が困難となるおそれがあると認められるとき、または視程が300m以下となったときは、基準航行を中止し、減速、変針、基準経路の変更その他適切な措置をとらなければならない。

（運航の可否判断等の記録）

第4条　運航管理者及び船長は、運航の可否判断（判断に至った気象・海象・水象（風速、視程及び波高）情報を含む）、運航中止の措置及び協議の内容を運航の可否判断記録簿及び航海日誌に記録し、最後に記録された日から１年間保存するものとする。運航中止基準に達した又は達するおそれがあった場合における運航継続の措置については判断理由を記録すること。記録は適時まとめて記録してもよい。

(運航の可否判断等の手順図)

第４条の２　本章各条に規定する運航の可否判断の手順をまとめた図は別紙のとおりとする。

第３章　船舶の航行

（基準経路）

第5条　基準経路は、運航基準図に記載する常用基準経路のとおりとする。

2 可航区域の最短経路をとることを原則とするが、特に次の事項に留意するものとする。

(1) 交通信号がX点灯又はX点滅の間は航路内に一切入らないこと。
(2) 航路の横切りはできる限り直角に行うこと。
(3) 航路内航行中の他船の航行に支障を与えないこと。
(4) 交通信号がX点灯又はX点滅の間は航路内に一切入らないこと。
(5) 航路の横切りはできる限り直角に行うこと。
(6) 航路内航行中の他船の航行に支障を与えないこと。

（運航基準図等）

第6条　運航基準図に記載すべき事項は次のとおりとする。なお、運航管理者は、当該事項のうち必要と認める事項について、運航基準図の分図、別表等を作成して運航の参考に資するものとする。

(1) 起点及び終点の位置並びに相互間の距離
(2) 航行経路（針路、変針点等）
(3) その他航行の安全を確保するために必要な事項

2 船長は基準経路、避険線、その他必要と認める事項を常用海図に記入して航海の参考に資するものとする。

（速力基準等）

第7条　速力基準は、使用機関の8/10出力とし、特に気象・海象、他船の状況及び旅客の状況により速力の調整を随時行うものとする。

2　速力基準は、別表のとおりとし、船橋内及び機関室の操作する位置から見易い場所に掲示しなければならない。

（通常連絡等）

第8条　船長は、通常航行を変更し、または航行の安全に必要な事項が生じた場合直ちに運航管理者へ連絡しなければならない。

2 運航管理者は、航行に関する安全情報等船長に連絡すべき事項が生じた場合は、その都度速やかに連絡するものとする。

（連絡方法）

第9条　船長と運航管理者（副運航管理者）の連絡は、次の方法による。

	区　分	連　絡　先	連絡方法
(1)	通常の場合	当該船舶が航行又は停泊している地点を管理する営業所	MCA IP無線 携帯電話
(2)	緊急の場合	大桟橋営業所（副運航管理者）	IP無線 携帯電話

（機器点検）

第10条 船長は、入港着岸（ロングサイド）前に安全な海域においてクラッチテスト等の点検を実施し、緩やかな行脚で達着を行うものとする。

（記録）

第11条 船長及び運航管理者は、基準航路の変更に関して協議を行った場合は、その内容を書面に記録し、１年間保存するものとする。